

## 学長の業務執行状況の確認方法

平成28年3月25日  
学長選考会議決定  
令和4年1月21日改正

学長選考・監察会議は、学長の業務執行状況について、以下の方法により確認する。

### 1. 会議出席による確認

学長選考・監察会議委員は、経営協議会又は教育研究評議会における審議・報告事項の説明及び資料を通じ、学長の大学の経営や教育研究等の運営に関する業務執行状況を確認する。

### 2. ヒアリングによる確認

(1) 学長、監事等へのヒアリングを実施する。ヒアリングは、監事、学長の順に行い、その他の者に対するヒアリングを実施する場合の手順は、その都度学長選考・監察会議が決定する。

(学長ヒアリング)

- ①「1. 会議出席による確認」及び次の監事ヒアリングの結果を踏まえて、「3. 業務執行状況の確認視点」により確認する。
- ②学長は、ヒアリングの実施に当たり、業務の執行に関する資料を学長選考・監察会議に提出することができる。

(監事ヒアリング)

- ①監事の会議出席（役員会、経営協議会、教育研究評議会等の学内の重要な会議）及び監事監査結果を踏まえた監事としての意見を求める。
- ②監事は、ヒアリングの実施に当たり、学長の業務の執行に関する意見を文書により学長選考・監察会議に提出することができる。

(その他の者に対するヒアリング)

- ①学長選考・監察会議が必要と認める場合は、学長及び監事以外の者に対してヒアリングを実施することができる。

(2) 実施年度及び時期並びに対象期間

- ①学長の任期最終年度（4年目（再任の場合は通算して6年目））以外の年度  
原則として、学長就任の2年目以降（再任の場合は通算して5年目を除く。）の毎年6月末日までに前年度1年間の業務執行状況について確認を行う。
- ②学長の任期最終年度  
任期最終年度の業務執行状況の確認については、当該年度の3月末日までに在任期

間（任期4年間（再任の場合は任期6年間））の総括も含めて実施する。

### ③学長選考・監察会議が必要と認めたとき

①及び②のほか、学長が解任の要件に該当した場合、監事が学長に不正行為又は法令違反等があると認め学長選考・監察会議に報告した場合等、学長選考・監察会議が学長の業務執行状況の確認を行う必要があると認めたときは、随時、学長選考・監察会議が求める期間について確認を実施する。

## 3. 業務執行状況の確認視点

- ① 学長候補者の選考時に提出された「学長候補者抱負」に掲げる項目及び学長が掲げたビジョンや中期目標・中期計画の達成状況等
- ② 学長選考基準
- ③ その他学長選考・監察会議が必要と認める項目

## 4. 業務執行状況の確認結果の通知及び公表

学長選考・監察会議は、評価結果（確認の方法、対象期間、視点及び参考とした資料の種類、業務執行状況の確認における評語等を含む。）を文書で学長に通知するとともに、本学のウェブサイトにおいて公表する。また、監事にも情報提供する。

## 5. 確認結果の活用

学長の任期1年目から任期3年目に対する業務執行状況の確認結果は、学長の再任審査の実施の可否を決定するために考慮する。